

【参考資料 2】
令和 3 年 4 月 1 日に施行される
意匠法改正に伴う運用変更について

令和 3 年 1 月 1 8 日

特許庁



- 1 令和3年4月1日に施行される改正意匠法の内容
- 2 意匠審査基準上の改訂点
- 3 「意匠に係る物品等の例」の作成状況

1. 令和3年4月1日に施行される改正意匠法の内容

令和3年4月1日に施行される改正意匠法の内容

- 令和3年4月1日に、意匠法第7条、第15条、第68条及びそれらの関連規定が施行される。
- これらの規定の施行により、①意匠法施行規則上の物品区分表（別表第一）が廃止され、②複数意匠一括出願が可能となるとともに、③手続救済規定が拡充されることとなった。

- ① 意匠法第7条の経済産業省令で定める「物品の区分により」の部分の削除
- ② 意匠登録出願の方法は経済産業省令に委任

改正前の意匠法第7条

「意匠登録出願は、経済産業省令で定める
物品の区分により意匠ごとにしなければならない。」



改正後の意匠法第7条

「意匠登録出願は、経済産業省令で定める
ところにより、意匠ごとにしなければならない。」

(参考) 令和3年4月1日に施行される改正意匠法の内容

③ 手続救済規定の拡充

- (1) 意匠法第15条の改正により、新たに特許法第43条第6項（優先権書類に関する注意喚起のための通知）及び第7項（通知を受けた者の書類等提出）並びに第43条の2（パリ条約の例による優先権主張）を準用。

改正前

（特許法の準用）

第十五条 特許法第三十八条（共同出願）、**第四十三条第一項から第五項まで、第八項及び第九項（パリ条約による優先権主張の手続）並びに第四十三条の三（パリ条約の例による優先権主張）**の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「意匠登録出願と同時」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「意匠登録出願の日から三月」と、同条第八項中「第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類を提出する者」と、「前項」とあるのは「同項」と、同法第四十三条の三第三項中「前二条」とあるのは「第四十三条」と読み替えるものとする。（2項以下略）

改正後

（特許法の準用）

第十五条 特許法第三十八条（共同出願）及び**第四十三条から第四十三条の三まで（パリ条約による優先権主張の手続及びパリ条約の例による優先権主張）**の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「意匠登録出願と同時」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「意匠登録出願の日から三月」と読み替えるものとする。（2項以下略）

※改正前は準用されていなかった、特許法第43条第6項、同第7項、及び同第43の2が準用されることとなった。

特許法一部抜粋（新たに準用することとなった規定）

（パリ条約による優先権主張の手続）

第四十三条 （1項から5項略）

- 6 特許庁長官は、第二項に規定する期間内に同項に規定する書類又は前項に規定する書面の提出がなかったときは、第一項の規定による優先権の主張をした者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 7 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を特許庁長官に提出することができる。（8項以下略）

（パリ条約の例による優先権主張）

第四十三条の二 パリ条約第四条D（1）の規定により特許出願について優先権を主張しようとしたにもかかわらず、同条C（1）に規定する優先期間（以下この項において「優先期間」という。）内に優先権の主張を伴う特許出願をすることができなかつた者は、その特許出願をすることができなかつたことについて正当な理由があり、かつ、経済産業省令で定める期間内にその特許出願をしたときは、優先期間の経過後であっても、同条の規定の例により、その特許出願について優先権を主張することができる。

- 2 前条の規定は、前項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

(参考) 令和3年4月1日に施行される改正意匠法の内容

③ 手続救済規定の拡充

(2) 意匠法第68条第1項の改正により、新たに特許法第5条第3項を準用し、特許庁長官等の指定する期間（指定期間）内に手続をすることができなかつた場合、当該指定期間の経過後であっても、出願人からの請求により、その指定期間を延長

改正前

(特許法の準用)

第六十八条 特許法第三条、第四条並びに**第五条第一項及び第二項（期間及び期日）**の規定は、この法律に規定する**期間及び期日に準用する**。この場合において、同法第四条中「第四十六条の二第一項第三号、第百八条第一項、第百二十一条第一項又は第百七十三条第一項」とあるのは、「意匠法第四十三条第一項、第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項又は同法第五十八条第一項において準用する第百七十三条第一項」と読み替えるものとする。

(2項以下略)

改正後

(特許法の準用)

第六十八条 特許法第三条から**第五条まで（期間及び期日）**の規定は、この法律に規定する**期間及び期日に準用する**。この場合において、同法第四条中「第四十六条の二第一項第三号、第百八条第一項、第百二十一条第一項又は第百七十三条第一項」とあるのは、「意匠法第四十三条第一項、第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項又は同法第五十八条第一項において準用する第百七十三条第一項」と読み替えるものとする。

(2項以下略)

※ **改正前は準用されていなかった、特許法第5条第3項が準用されることとなった。**

特許法一部抜粋（新たに準用することとなった規定（下線部））

(期間の延長等)

第五条 特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。

2 審判長は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

3 第一項の規定による期間の延長（経済産業省令で定める期間に係るものに限る。）は、その期間が経過した後であっても、経済産業省令で定める期間内に限り、請求することができる。

2. 意匠審査基準上の改訂点

意匠審査基準上の改訂点

- 令和3年4月に施行される改正意匠法に則した意匠審査基準の改訂点は、令和元年4月に施行済みの改正意匠法に関するその他の改訂項目とともに、第15回～第19回の意匠審査基準ワーキンググループにおいて審議を行った。令和元年12月～令和2年1月にパブリックコメントを実施した上で、同ワーキンググループ報告書「令和元年の意匠法改正への対応及び意匠審査基準の明確化のための意匠審査基準の改訂について」において、以下の各点の対応がとりまとめられている。
- 同改訂点を反映した意匠審査基準については、令和3年4月1日の改正意匠法の施行に先立ち、令和3年3月中に特許庁ウェブサイトに掲載する予定。

① 意匠法第7条の経済産業省令で定める「物品の区分により」の部分の削除に伴う改訂点

- (1) 意匠法第7条の概要を新たに記載
- (2) 意匠の物品等の用途及び機能の明確性の判断基準を明記
 - ・ 意匠に係る物品等の用途及び機能の開示についての判断に係る基本的な考え方
 - ・ 意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確なものの例
 - ・ 意匠に係る物品等の用途及び機能が明確なものの例
- (3) 意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性についての判断に係る審査の進め方を明記

② 手続救済規定の拡充等に伴う改訂点

- (1) 「パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への出願ができる期間」の項目で、救済規定に関する説明を追記
- (2) 「パリ条約による優先権の主張の手続」の項目で、救済規定に関する説明を追記

(参考) ① 「物品の区分により」の部分の削除に伴う改訂点 基準上に新たに記載する意匠法第7条の概要の内容

意匠審査基準に新たに記載する意匠法第7条の概要

意匠法第7条は、意匠登録出願は意匠ごとにしなければならない旨を規定している。具体的な手続は意匠法施行規則に委ねており、同規則においては、複数の意匠に係る出願を一つの願書で行う手続を認めつつ、それぞれの出願には一つの意匠のみを含めること（一意匠一出願）を定めている。

一意匠一出願の要件は、一つの意匠について意匠権を一つ発生させることにより、権利内容の明確化及び安定性を確保するとともに、無用な紛争を防止するという、手続上の便宜及び権利侵害紛争上の便宜を考慮したものである。

他方、二以上の意匠を含む出願であっても、具体的な意匠が特定できるものであって、その他の実体的要件に不備がなければ、一意匠一出願の要件を満たさない二以上の意匠について異なる意匠登録出願とすべきであったという手続上の不備があるのみである。したがって、一意匠一出願の要件を満たさない意匠登録出願がそのまま登録となることは、直接的に第三者の利益を著しく害することにはならない。このため、意匠法第7条の要件は、拒絶理由ではあるが、無効理由とはされていない。このような事情に鑑み、審査官は、一つの出願に二つ以上の意匠を含んではならないとの要件について必要以上に厳格に判断することがないよう留意する。

上記の要件に加えて、同規則においては、一つの意匠権の内容が広範に過ぎるものとならないよう、意匠登録を受けようとする意匠は、用途及び機能が明確なものでなければならないとの要件をも規定している。

審査官は、出願された意匠が、この要件を満たしているか否かを判断するにあたり、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載のみならず、願書のその他の欄の記載及び願書に添付された図面等を総合的に判断し、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認識できる場合は、この要件を満たしたものと判断する。

(参考) ① 「物品の区分により」の部分の削除に伴う改訂点 意匠の物品等の用途及び機能の明確性の判断基準

意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性についての判断に係る基本的な考え方

意匠登録を受けようとする意匠は、意匠に係る物品等の用途及び機能が明確なものでなければならないこととされている。審査官は、出願された意匠について、意匠に係る物品等の用途及び機能が不明である場合や、多数の物品等を含み得るような不明確なものである場合は、この要件を満たしていないと判断する。

審査官は、意匠法第6条が願書に記載する事項として規定する「意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途」は、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載で明らかにすることが原則である点に留意しつつも、出願された意匠が、この要件を満たしているか否かについては、「意匠に係る物品」の欄の記載のみならず、願書のその他の記載及び願書に添付された図面等を総合して判断を行う。

意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確なもの例

(1) 願書の「意匠に係る物品」の欄の記載が、以下に該当するものの例

- a 意匠の属する分野において、日本語（国際意匠登録出願の場合は英語）の一般的な名称として使用されていないもの
(例：日本語（国際意匠登録出願の場合は英語）以外の言語によるもの、一般的な名称として広く認識されるに至っていない省略名称、商標や商品名等の固有名詞を付したもの。
ただし、日本語の場合、アルファベットによる略称表記（例、「LED」、「DVD」等）を含むものであっても、一般的な名称として使用されているものである場合には、問題のないものとして扱う。)
- b 用途及び機能を何ら認定することができないもの
(例：「物品」、「もの」)

(2) 願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、出願された意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができないものの例

(参考) ① 「物品の区分により」の部分の削除に伴う改訂点 意匠の物品等の用途及び機能の明確性の判断基準

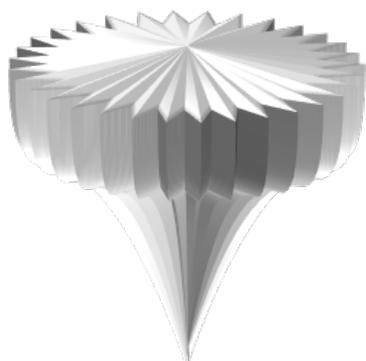
意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確なもの例

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、出願された意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができないものの例

事例1

意匠に係る物品 「産業用部品」
意匠に係る物品の説明 (記載なし)

【斜視図】

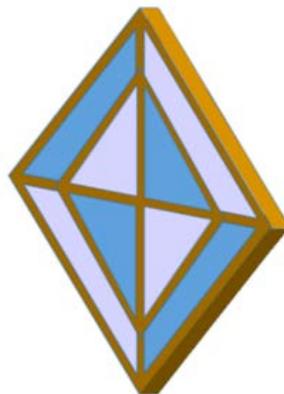


本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができない。

事例2

意匠に係る物品 「装飾部品」
意匠に係る物品の説明 (記載なし)

【斜視図】



本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、何を装飾するものであるのか等、用途及び機能が明らかでなく、この意匠の意匠に係る物品等を明確に認定することができない。

事例3

意匠に係る物品 「支持フレーム」
意匠に係る物品の説明 (記載なし)

【斜視図】



本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、どのような目的で何を支持するものであるのか等、用途及び機能が明らかでなく、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができない。

(参考) ① 「物品の区分により」の部分の削除に伴う改訂点 意匠の物品等の用途及び機能の明確性の判断基準

意匠に係る物品等の用途及び機能が明確なもの例

- (1) 願書の「意匠に係る物品」の欄の記載として適切なものの例
「意匠に係る物品等の例」参照
- (2) 願書の「意匠に係る物品」の欄の記載のみでは、出願された意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができないものの、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、用途及び機能を明確に認定することができるものの例

事例 1

意匠に係る物品 「食器」
意匠に係る物品の説明 「本願の物品は、食卓用皿である。」

【斜視図】



本事例では、「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」の各欄の記載と、図面の記載において相互に矛盾が生じておらず、これらの各記載を総合すると、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することが可能である。

事例 2

意匠に係る物品 「履きもの」
意匠に係る物品の説明 (記載なし)

【斜視図】



本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載と、図面の記載において相互に矛盾が生じておらず、これらの各記載を総合すると、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することが可能である。

(参考) ① 「物品の区分により」の部分の削除に伴う改訂点 意匠の物品等の用途及び機能の明確性の判断基準

意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性についての判断に係る審査の進め方 意匠法第3条本文の規定との関係

出願された意匠の、意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確である際の、意匠法第7条の拒絶理由と、工業上利用することができる意匠ではないとの意匠法第3条本文の拒絶理由の両方に該当する場合は、審査官は第3条本文の拒絶理由を通知する。

(参考) ② 手続救済規定の拡充等に伴う改訂点

「パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への出願ができる期間」の項目

意匠審査基準「パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への出願ができる期間」の項の記載

パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への意匠登録出願ができる期間（優先期間）は、第一国への最初の出願日から6か月である。実用新案登録出願、特許出願を優先権の基礎とする意匠登録出願の場合も同様に6か月である（パリ条約第4条C(1)、同第4条E(1)）。

※以下の記載を追加

ただし、優先期間内（第一国への最初の出願日から6か月以内）に優先権の主張を伴う意匠登録出願をすることができなかった場合であって、その意匠登録出願をすることができなかったことについて正当な理由があり、かつ、経済産業省令で定める期間内にその意匠登録出願をしたときは、優先期間の経過後であっても、意匠登録出願に優先権を主張することができる。

※指定期間の延長については、応答期間にのみ関わるもののため、意匠審査基準上は審査を進める上での注意喚起のみ行う

(参考) ② 手続救済規定の拡充等に伴う改訂点 「パリ条約による優先権の主張の手続」の項目

意匠審査基準「パリ条約による優先権の主張の手続」の項の記載

パリ条約による優先権の主張を行う際は、意匠登録出願と同時に、第一国への最初の出願に基づいて優先権の申し立てを行わなければならない。また、出願の日から3か月以内に、優先権証明書を出さなければならない（意匠法第15条第1項において読み替えて準用する特許法第43条第1項ないし第3項）（ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願については、第IX部第8章「国際意匠登録出願におけるパリ条約による優先権」3.「パリ条約による優先権等を主張するための手続」参照）。

なお、世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス（DAS）を利用した優先権書類の電子的交換が利用可能な国・地域の意匠登録出願に基づき優先権主張を行う場合は、優先権証明書の提出に代えて、願書にアクセスコード等を記載するか、手続補正書によってアクセスコード等を補充してもよい。

※以下の記載を追加

優先権証明書の提出が定められた期間内にされない場合、特許庁から優先権証明書の提出がない旨の通知が送付される。出願人は、当該通知の受領から●か月間、優先権証明書を提出することができる。また、この期間、出願人の責めに帰すことのできない理由により優先権証明書を提出することができない場合は、その理由に合わせ、以下の期間、優先権証明書を提出することができる。

- (1) 優先権証明書を発行すべき政府による優先権証明書の発行に関する事務の遅延が原因の場合は優先権証明書の入手から●か月（在外者の場合は●か月）
- (2) 上記（1）以外の理由の場合については、①優先権証明書を提出することができなかつた理由がなくなった日から●日（在外者の場合は●か月）又は②優先権証明書の提出がない旨の通知の受領の日の●か月後から●か月の、いずれか早い方が経過するまで（注2）

(注) 具体的な期間については、今後の省令の改正内容等に合わせて記載

3. 「意匠に係る物品等の例」の作成状況

意匠法施行規則別表第一に代わる指針「意匠に係る物品等の例」

- ～「令和元年の意匠法改正への対応及び意匠審査基準の明確化のための意匠審査基準の改訂について」報告書より～
- (1) 現行の物品区分表を基に、出願頻度に応じた入れ替えを行う
 - ①近年登録された意匠のうち、出願頻度の高いものを追加
 - ②過去20年間登録実績の無いものは原則削除
 - ③古い表記の見直し
- (2) 意匠法改正による保護対象の拡充に則した物品名等を追加
- (3) 各物品等の記載順序については、国際意匠分類（ロカルノ分類）のクラス順とする
- (4) 日本語及び英語の両方の言語で公表する
- (5) 製品等の出現状況に合わせ、必要に応じて改訂を行っていく

→ ユーザーが出願する際の記載の指針となるよう「意匠登録出願の願書及び図面等の手引き」の別添として特許庁ウェブサイトにて公表予定

現行 意匠法施行規則 別表第一（一部抜粋）

		物品の区分等
一 製造食品 及び 嗜好品	製造食品	かまぼこ
		かまぼこ板
		うどん
		菓子パン
		ビスケット
		まんじゅう
		あめ玉
		…

意匠に係る物品等の例 作成イメージ（仮）

		一 食料品
製造食品	製造食品	かまぼこ
		うどん
		パスタ
		菓子パン
		ビスケット
		スナック菓子
		まんじゅう
		キャンディ

②過去20年間登録実績の無いものは原則削除→

①近年登録された意匠のうち出願頻度の高いものの追加→

①近年登録された意匠のうち出願頻度の高いものの追加→

③古い表記の見直し→

①削除②近年出願頻度の高いものの追加→

意匠法施行規則別表第一に代わる指針「意匠に係る物品等の例」

- (2) 意匠法改正による保護対象の拡充に則した物品名等を追加

現行 意匠法施行規則 別表第一 (一部抜粋)

		物品の区分等
六十七 画像	画像	情報表示用画像
		入力用画像
		選択用画像
		設定用画像
	画像用部品	インジケータ用画像
		スライダー用画像
		アイコン用画像
		チェックボックス用画像
		ツールバー用画像

意匠に係る物品等の例 作成イメージ (仮)

三十二 画像 (ロカルノ分類：グラフィックシンボル及びロゴ、 表面模様、装飾)	
画像	情報表示用画像
	入力用画像
	選択用画像
	設定用画像
画像用部品	インジケータ用画像
	スライダー用画像
	アイコン用画像
	チェックボックス用画像
	ツールバー用画像

意匠法施行規則別表第一に代わる指針「意匠に係る物品等の例」

➤ (2) 意匠法改正による保護対象の拡充に則した物品名等を追加

現行 意匠法施行規則 別表第一 (一部抜粋)

		物品の区分等
六十一 組立て 家屋、 屋外装 飾品等	組立て 家屋等	組立て家屋
		組立てバンガロー
		テント
六十六 建築物	居住用	住宅
		ホテル
	事業活 動用	オフィス
		工場
	店舗用	販売店
		レストラン

意匠に係る物品等の例 作成イメージ (仮)

二十五 建築物、建築用ユニット及び建築部材	
組立て家屋等	組立て家屋
	組立てバンガロー
	テント
居住用建築物	住宅
	ホテル
事業活動用建築物	オフィス
	工場
店舗用建築物	販売店
	レストラン